

### 寄附金×2交付金とは・・・

平成 28 年度に実施した「パートナーシップのまちづくり市民アンケート」の結果を見ると、コミュニティ活動への参加意欲を持つ市民の割合は、全体の 75.1%と高くなっています。この内、「空いた時間があれば活動したいが時間がない」と答えた市民の割合は 48.6%となっており、興味や関心はあるが、時間がないことを理由に実際の活動につながっていない実態が明らかになりました。

このような市民意識の実態を踏まえて、活動そのものを直接支援する既存の財政支援制度（共働提案事業交付金やコミュニティ活動応援ファンド等）との差別化を図り、「寄附」という新たな市民参画のかたちを持つ活動支援制度として「寄附金×2交付金制度」を創設したものです。

寄附文化に乏しい日本社会において、自分自身が直接行動できなくても、確実に行動してくれる人（団体）に「想い」と「お金」を託す“想いの投資制度”の実現を目指します。

共働のまちづくりへの意欲はあっても、自ら活動に参加することが困難な市民や、社会貢献活動に意欲を持つ企業等の共感や支援の想いを、自分が共感できる活動への寄附（資金援助）というかたちで参加できる仕組みをつくることで、寄附文化の醸成を図りながら共働のまちづくりを一層推進することを目的としています。

### 交付対象となる団体は・・・

寄附金×2交付金の交付対象となる団体は、共働のまちづくり中間支援組織として位置付けられ、コミュニティセンター（パートナーシップ活動支援センター）の指定管理者として指定を受けた「NPO法人共働のまち大野城」が交付対象団体となります。

### 交付対象となる事業は・・・

・寄附金×2交付金の交付の対象となる事業は、NPO法人共働のまち大野城が主催または共催で実施する事業で、「市民等の共感を得て実施する共働のまちづくり活動の推進のために必要な事業」とします。

・「市民等の共感を得て実施する事業」と位置づけることで、他の財政支援制度との差別化を明確にし、「市民等の共感を得る解決策を提案し、地域課題の解決に資金支援（寄附）というかたちで参加してもらおう。」という事業プロセスを明確にしています。

